

兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針

令和7年3月

兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会

目 次

第1	はじめに	1
第2	兵庫県におけるホームレスに関する現状	2
1	ホームレスの現状	2
(1)	ホームレスの数	2
(2)	ホームレスの生活実態	4
ア	年齢分布	4
イ	野宿生活の状況	4
ウ	野宿生活までのいきさつ	6
エ	健康状態と福祉制度等の利用状況	8
オ	自立について	9
カ	生活歴	10
キ	行政への要望・意見	10
2	ホームレス自立支援施策の現状と課題	11
(1)	ホームレス自立支援施策の現状	11
(2)	ホームレス自立支援施策の課題	12
第3	ホームレス自立支援施策の推進方策	13
1	基本的な考え方	13
2	各課題に対する取組方針	15
(1)	生活に関する相談及び指導	15
ア	相談等の実施による実態の把握	15
イ	総合的な相談・指導体制の確立	15
ウ	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する支援	15
(2)	保健及び医療の確保	16
ア	健康相談等	16
イ	ホームレスに対する心のケア	16
ウ	結核に罹患している者への対応	16
エ	医療の確保	16
(3)	安定した居住の場所の確保	16
ア	公営住宅への入居支援	16
イ	一時的な住まいの確保支援	17
ウ	民間賃貸住宅の活用	17
エ	社会福祉各法に法的位置づけのない住宅への対応	17
オ	住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対する支援	17
カ	地域生活の継続に必要な支援	17
(4)	就業の機会の確保	18
ア	事業主等に対する啓発	18
イ	求人情報の収集、提供等	18
ウ	技能講習や職業訓練による職業能力の開発、向上	18
エ	民間団体との連携	18
オ	常用雇用による自立が困難なホームレスに対する支援	18
カ	若年層のホームレスに対する支援	19
(5)	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	19
ア	ホームレスに対し緊急に行うべき援助	19
イ	生活保護法による保護の実施	19

(6)	ホームレスの人権の擁護	20
ア	啓発活動等の実施	20
イ	相談と事案の適切な解決	20
ウ	施設における人権の尊重	20
(7)	地域における生活環境の改善	20
ア	施設の適正利用の確保	20
イ	施設管理者による監督処分	20
ウ	放棄物等の処理	21
エ	災害時の適切な措置	21
(8)	地域における安全の確保等	21
ア	事件等の防止活動の推進	21
イ	緊急に保護を必要とすると認められる者への適切な対応	21
(9)	ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携	21
ア	民間団体との連携	21
イ	民間団体の積極的な活用	21
(10)	貧困ビジネスへの対応	22
(11)	その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項	22
ア	地域福祉の推進	22
イ	若年層に対するキャリア教育の推進	22
ウ	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応	22
3	ホームレスの個々の事情に対応した取組	23
(1)	住まいがない者に対する支援	23
(2)	就労意欲のある者に対する支援	24
(3)	債務整理のための援助が必要な者に対する支援	25
(4)	福祉等の援助が必要な者に対する支援	26
(5)	女性ホームレス等に対する支援	27
(6)	若年層のホームレスに対する支援	28
(7)	性的マイノリティのホームレス等に対する対応	29
(8)	配偶者等からの暴力を受けたホームレス等に対する対応	29
(9)	社会生活から逃避する者に対する対応	29
(10)	その他の者に対する支援	29
4	ホームレスになるおそれのある者における取組	29
(1)	住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対する支援	29
(2)	福祉サービスを必要とする刑事施設出所者等に対する支援	30
5	ホームレス問題が顕在化していない市町における取組	30
6	総合的かつ効果的な推進体制等	30
(1)	県の役割	30
(2)	市町の役割	31
(3)	民間団体の役割	31
7	フォローアップ及び見直し	31
(1)	運営期間	31
(2)	フォローアップ	31
(3)	方針の見直し等	31
	(別紙) ホームレス自立支援の具体的な取組についての国、県、市町、民間の役割	33

【参考資料】

ホームレス自立支援対策連絡協議会設置要綱	34
----------------------	----

兵庫県のホームレスの自立の支援等に関する実施方針

第1 はじめに

国は平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号、以下「法」という。）を制定し、「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果等を踏まえて、平成15年7月、平成20年7月、25年7月及び30年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定した。

兵庫県では、これを踏まえ、平成16年7月に「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」、平成22年2月、平成27年3月及び令和2年3月には「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」（以下、「実施方針」という。）を策定し、ホームレスから脱却し、自立していくことを支援するため、国・県・市の関係機関と民間団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催して、ホームレスに対する相談体制、保健・医療の確保、住まいの確保や雇用・就労支援の充実を図り、併せて、市町においてもこの実施方針を指針として、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的に推進され、新たなホームレス化の防止や地域社会におけるホームレスに関する問題解決を目指してきた。

その後、当初10年間の時限立法であった法の期限が平成24年6月に5年間、平成29年6月にさらに10年間延長され、令和5年7月には最近のホームレスの動向やその取り巻く環境を踏まえ、国の基本方針の見直しが行われた。

また、平成27年4月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。これに伴い、ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き、法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施している。

一方、令和6年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査結果」によれば、兵庫県では瀬戸内海沿岸部の都市を中心に、公園、河川、道路等を起居の場所として51人のホームレスが確認され、平成15年1月の調査時（947人）に比べ896人減少したというものの、依然、大きな社会問題となっている。

ホームレス問題は経済・雇用情勢の悪化に伴う倒産・失業といった社会、経済的な要因に加え、病気・障害・少子高齢化・核家族化などのさまざま要因が複雑に関係している。近年の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後も、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加していくことも考えられ、関係機関が様々な取り組みを連携して効果的に実施していくことが必要となる。

こうしたなか、兵庫県においても、国の基本方針を指針として、これまで実施してきたホームレス自立支援施策の実施状況を踏まえ、今後5年間のホームレス自立支援施策を市町、民間団体、関係機関等と連携し、総合的かつ計画的に実施するため、本方針を策定する。

第2 兵庫県におけるホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

平成15年1月から2月にかけて、国がすべての市町村を対象に、統一した調査方法による初めての全国調査（以下「ホームレス実態調査」という。）を実施した。ホームレス実態調査は概ね5年間に1回の頻度で実施、直近では令和3年10月に実施された。また、概数調査は毎年1月に実施されている。

県内の状況は、以下のような結果であった。

(1) ホームレスの数

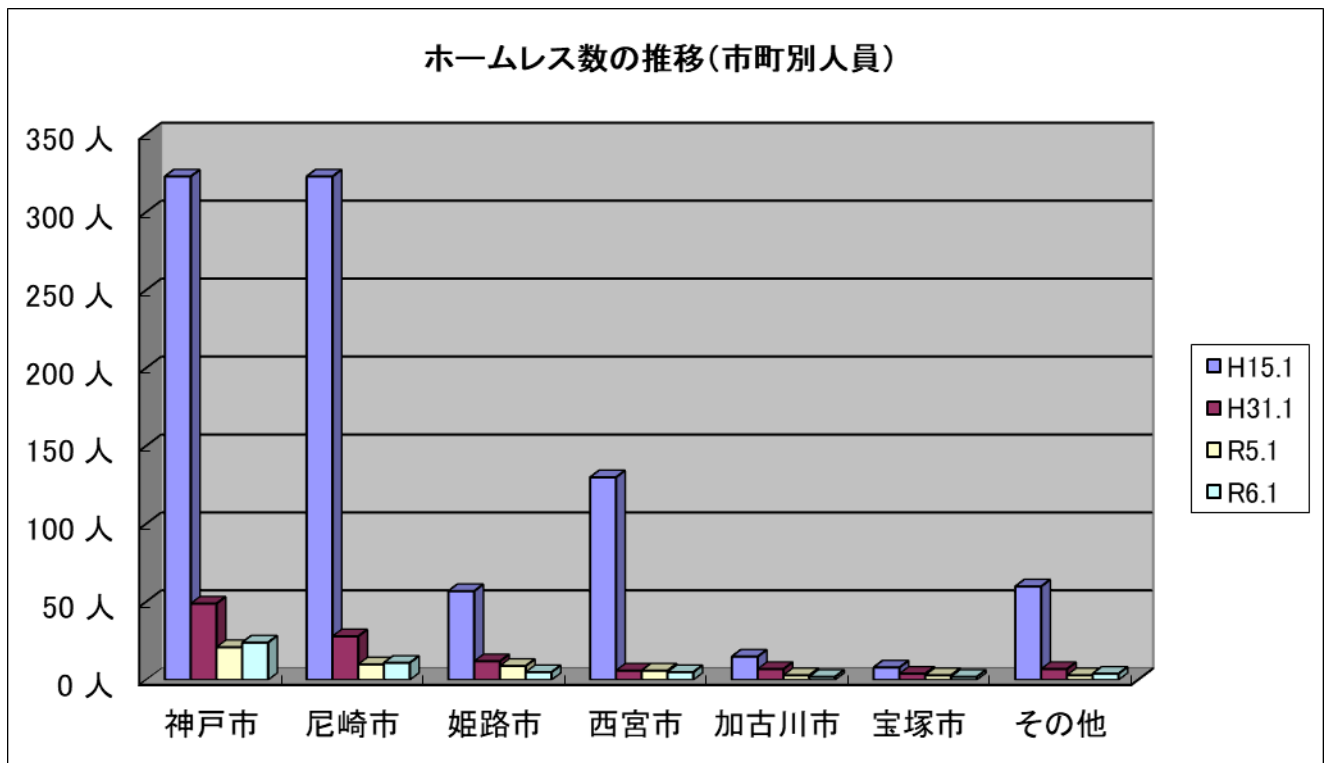
ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、平成15年1月に実施した概数調査では947人、平成31年1月の調査では109人であったが、令和5年1月の調査では52人、令和6年1月の調査では51人と大幅に減少している。

市町別に見ると、令和6年1月の調査では、30人以上の市町はない。神戸市(24人、47.1%)、尼崎市(11人、21.2%)の2市で35人と全体の68.6%を占めている。このほかに、姫路市(5人、9.8%)、西宮市(5人、9.8%)、加古川市(2人、3.9%)、宝塚市(2人、3.9%)となっている。

【県内のホームレス数】

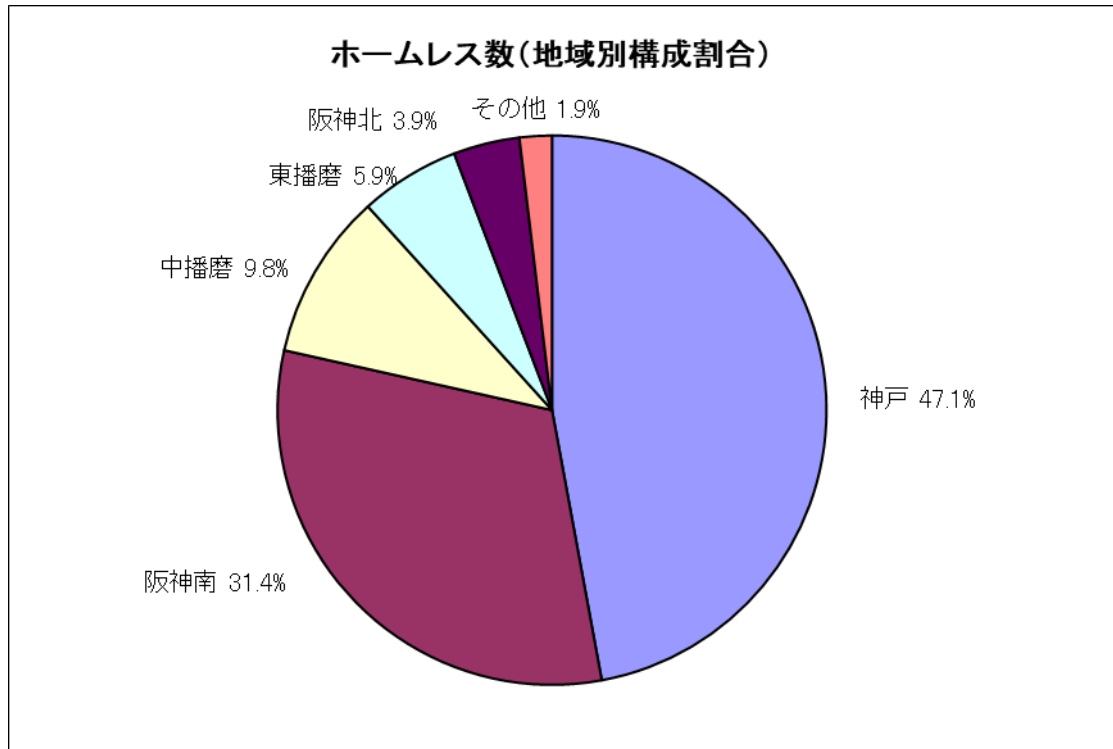
R6.1 (A) (今回調査)	R5.1 (B)	H31.1	H15.1 (C)	前年との対比		H15.1 との対比	
				(A) - (B)	増減率	(A) - (C)	増減率
51 人	52 人	109 人	947 人	▲ 1 人	▲1.9%	▲896 人	▲94.3%

【図1 ホームレス数の推移（市町別人員）】



さらに、県民局別では、神戸（21人、47.1%）が多く、次いで阪神南（16人、31.4%）、中播磨（5人、9.8%）、東播磨（3人、5.9%）、阪神北（2人、3.9%）となっており、神戸阪神地域もしくは瀬戸内海沿岸地域に集中している傾向が見られる。

【図2 ホームレス数（地域別構成割合）】



(2) ホームレスの生活実態

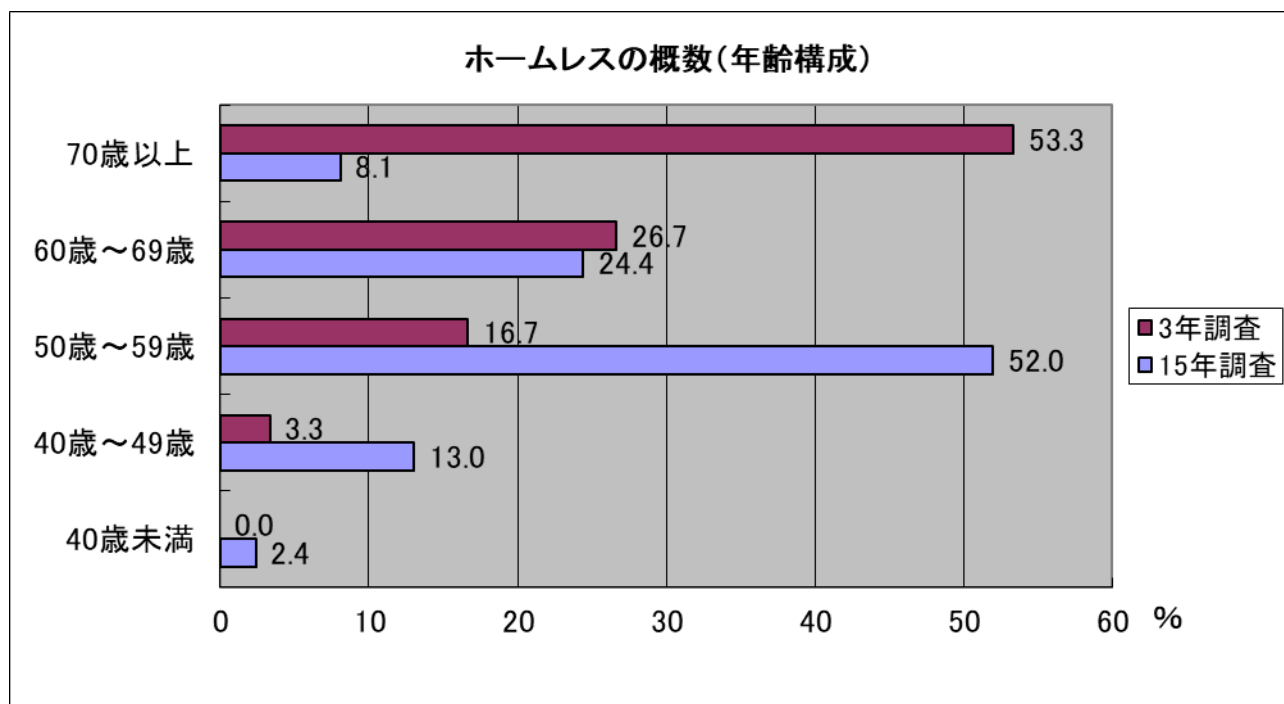
ホームレスの生活実態については、令和3年11月に、神戸市、尼崎市において、30名を対象に個別面接調査が行われた。（平成15年1月にも神戸市と尼崎市において123名を対象に、調査（以下、「15年調査」という。）が行われている。）

ア 年齢分布

ホームレスの年齢分布については、70歳以上が全体の53.3%（15年調査 8.1%）、60～69歳が全体の26.7%（15年調査 24.4%）、50～59歳が全体の16.7%（15年調査 52.0%）と、中高年層が大半を占めている。

また、これまでの調査に比べてホームレスの高年齢化が顕著にあらわれている。

【図3 ホームレスの概要（年齢構成）】



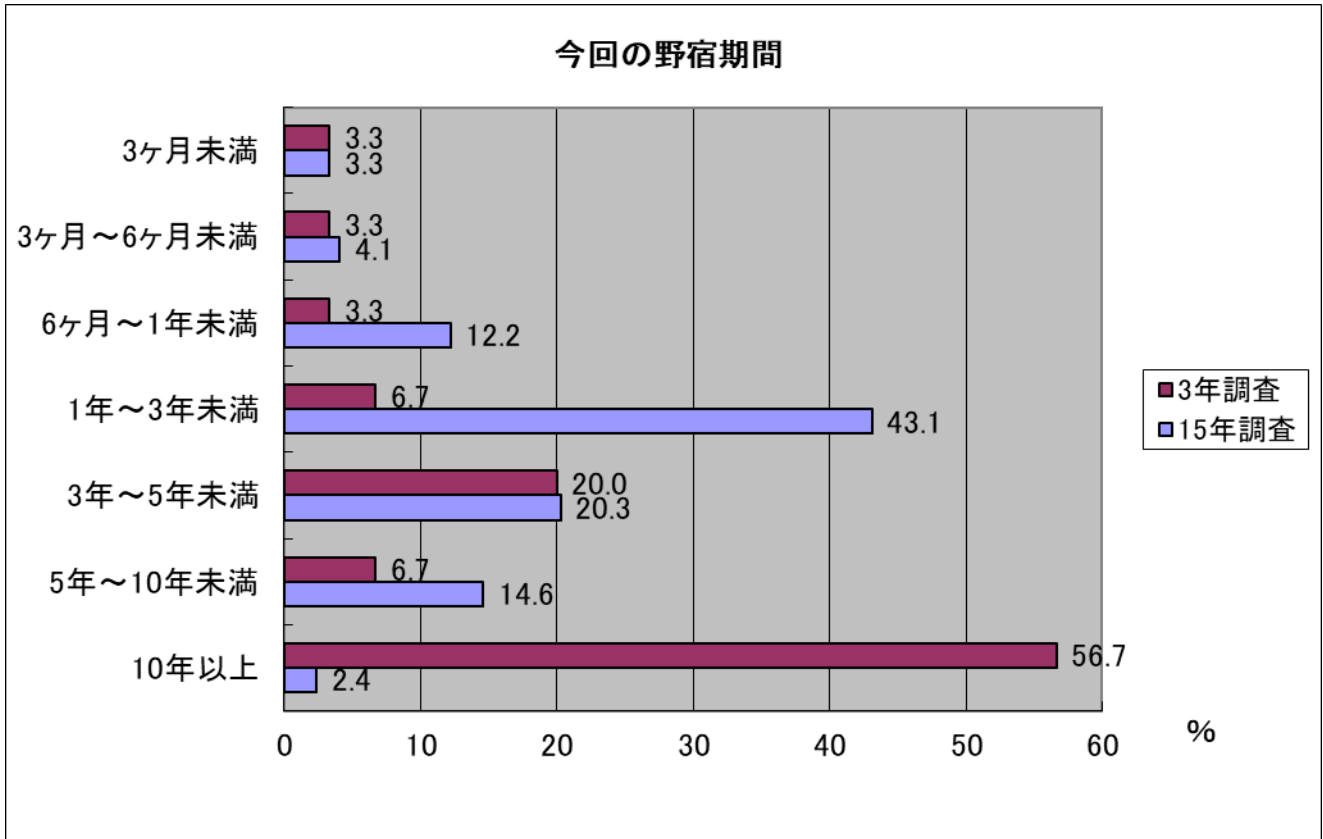
イ 野宿生活の状況

直近のホームレスになってからの期間が10年以上のホームレスは56.7%（15年調査 17.0%）となっており、野宿生活の長期化が進んでいる傾向が見られる。

また、野宿生活の実態として、生活の場所が定まっている者は90.0%（15年調査 98.4%）で、15年調査に比べて、移動型のホームレスは減少しているとの指摘がある。

生活の場所は、「河川敷」が23.3%（15年調査 32.2%）、「その他（更生援護相談所）」が23.3%（15年調査 該当無し）となっている。

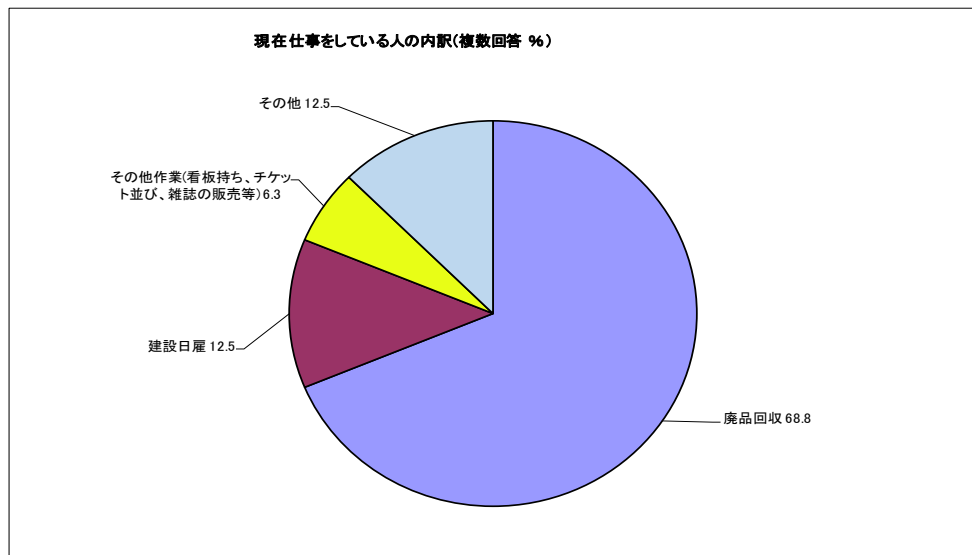
【図4 今回の野宿期間】



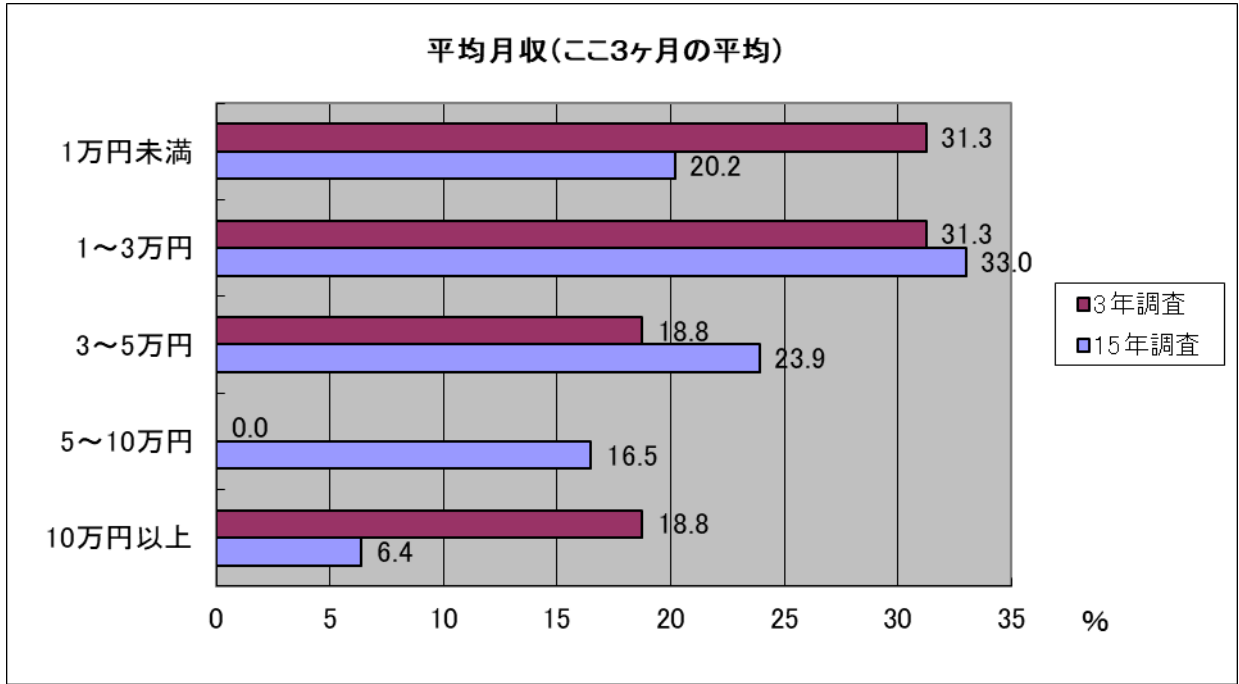
さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの 53.3% (15 年調査 88.6%) が仕事をし、その仕事内容の内訳は、「廃品回収」が 68.8% (15 年調査 90.8%) を占めている。

平均的な収入月額「1 万円未満」及び「1 万円以上 3 万円未満」が 31.3% (15 年調査 20.2% 及び 33.0%) と最も多く、次いで「3 万円以上 5 万円未満」及び「10 万円以上」が 18.8% (15 年調査 23.9% 及び 6.4%)、「5 万円以上 10 万円未満」が 0% (15 年調査 16.5%) となっている。

【図5 現在仕事をしている人の内訳】



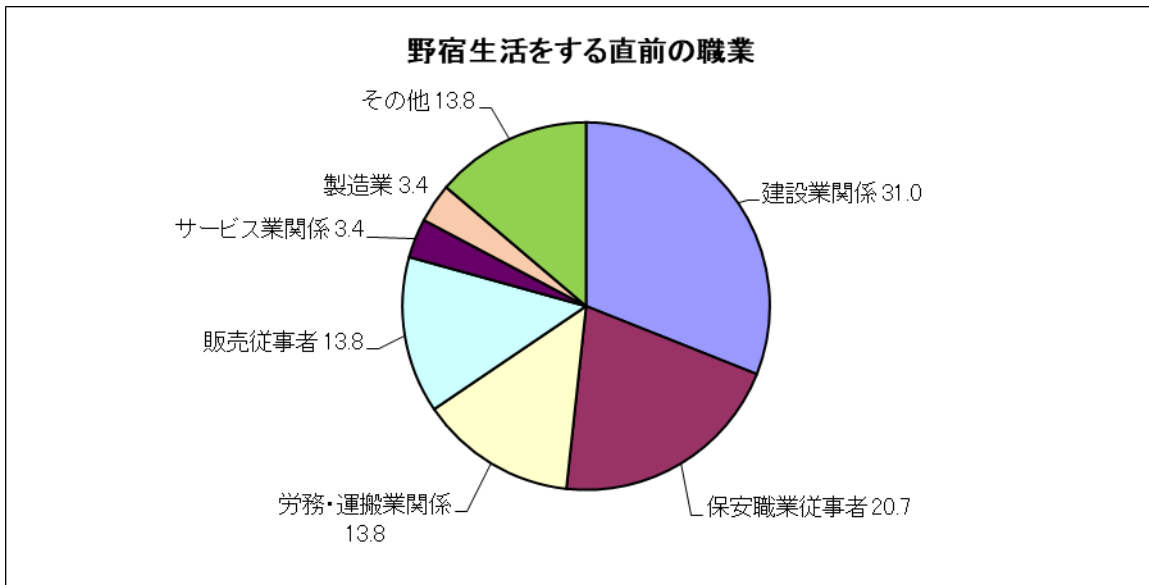
【図6 平均月収（ここ3ヶ月平均）】



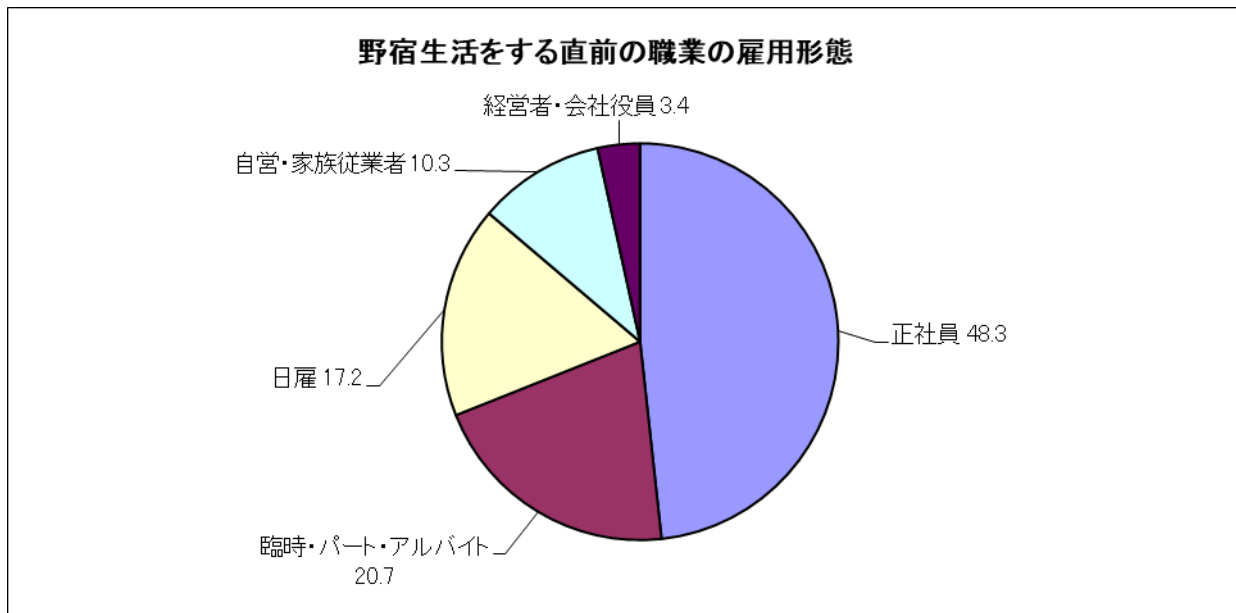
ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設関係の仕事 31.0%（15年調査 61.9%）、保安職業従事の仕事 20.7%（15年調査 該当無し）が占めており、雇用形態は、「正社員」が 48.3%（15年調査 39.0%）と大きな割合を占めている。

【図7 野宿生活をする直前の職業】

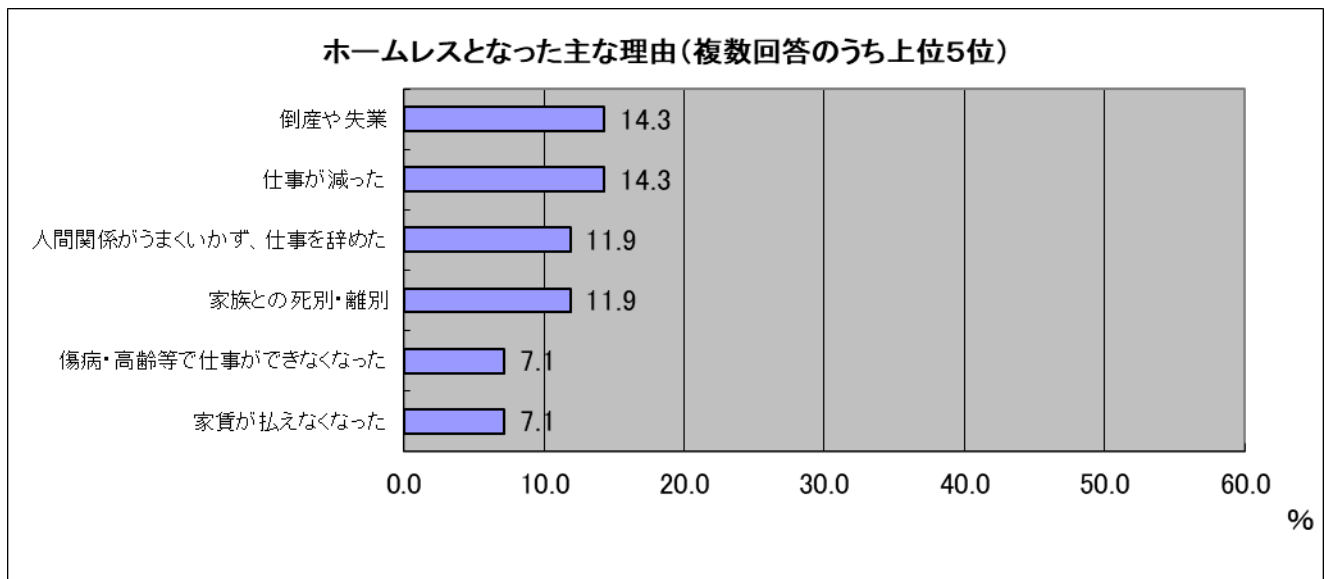


【図8 野宿生活をする直前の職業の雇用形態】



また、野宿生活に至った理由としては、「倒産や失業」及び「仕事が減った」が 14.3% (15年調査 34.5%及び43.1%)、となっている。

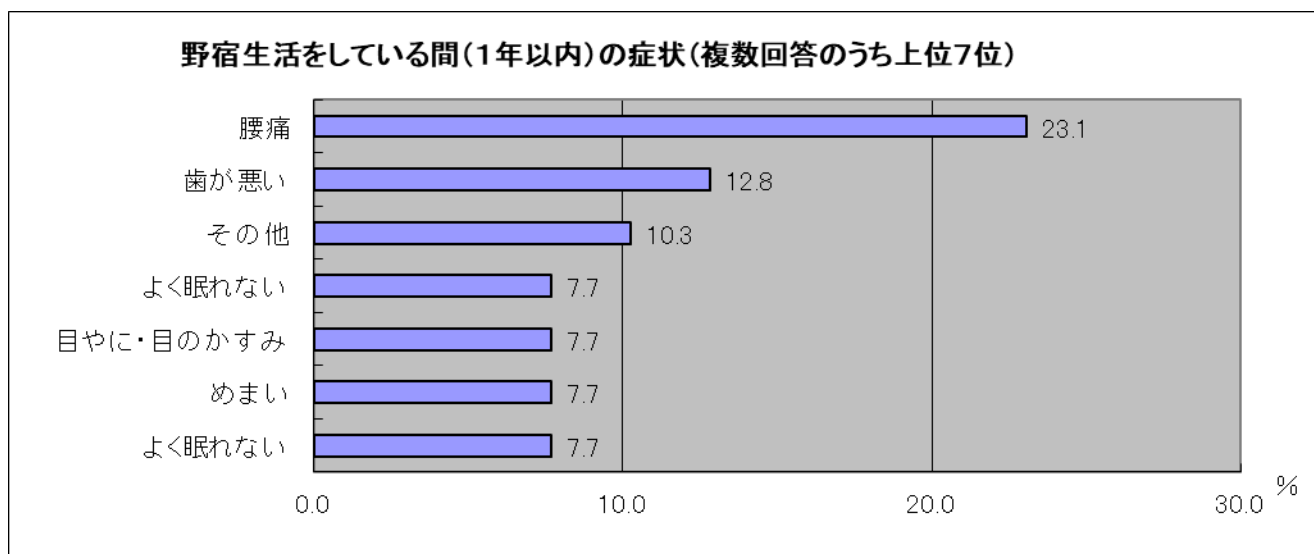
【図9 ホームレスとなった理由】



エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

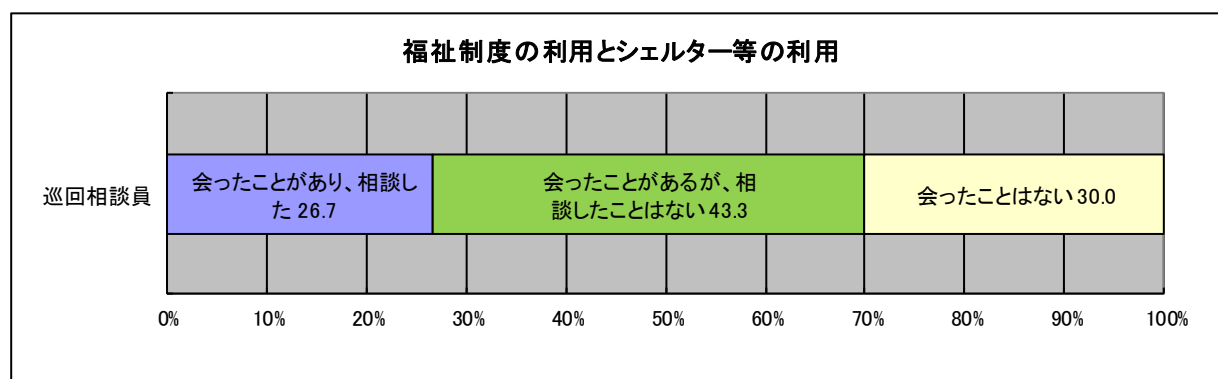
現在の健康状態については、悪いと答えた者が 23.3% (15年調査 35.0%) であり、このうち治療等を受けていない者が 57.1% (15年調査 80.8%) となっている。

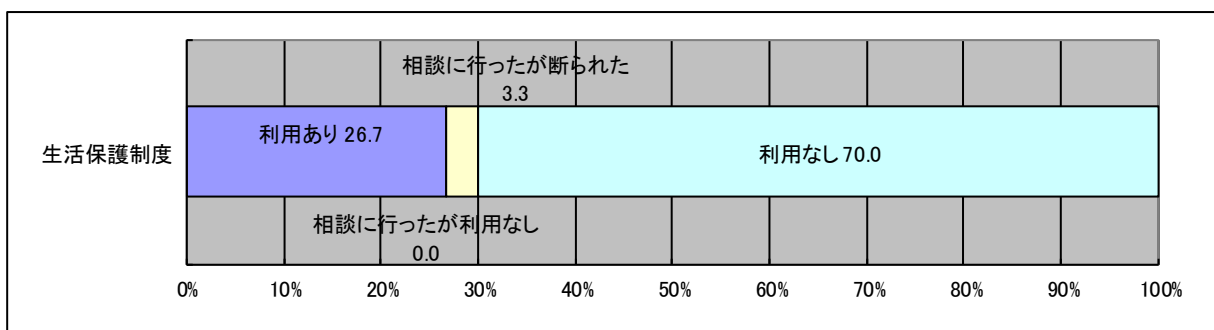
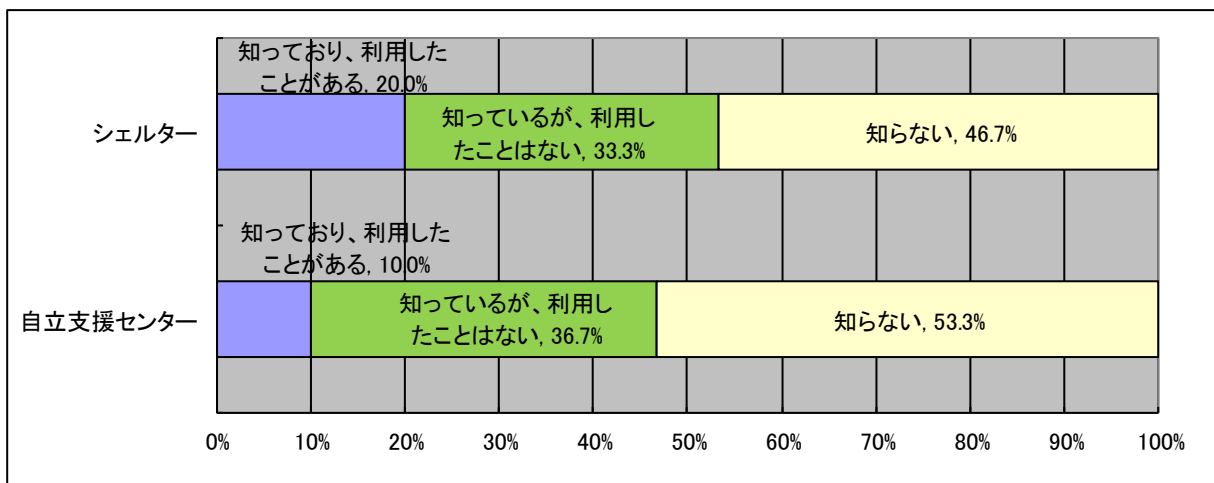
【図 1 0 野宿生活をしている間（1年以内）の症状】



また、福祉制度の利用状況としては、これまでに巡回相談員に相談したことがある者は 26.7%、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を利用したことがある者は 20.0%、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を利用したことがある者は 10.0%、生活保護を受給したことがある者は 10.7% (15年調査 18.7%) となっている。

【図 1 1 福祉制度の利用とシェルター等の利用】

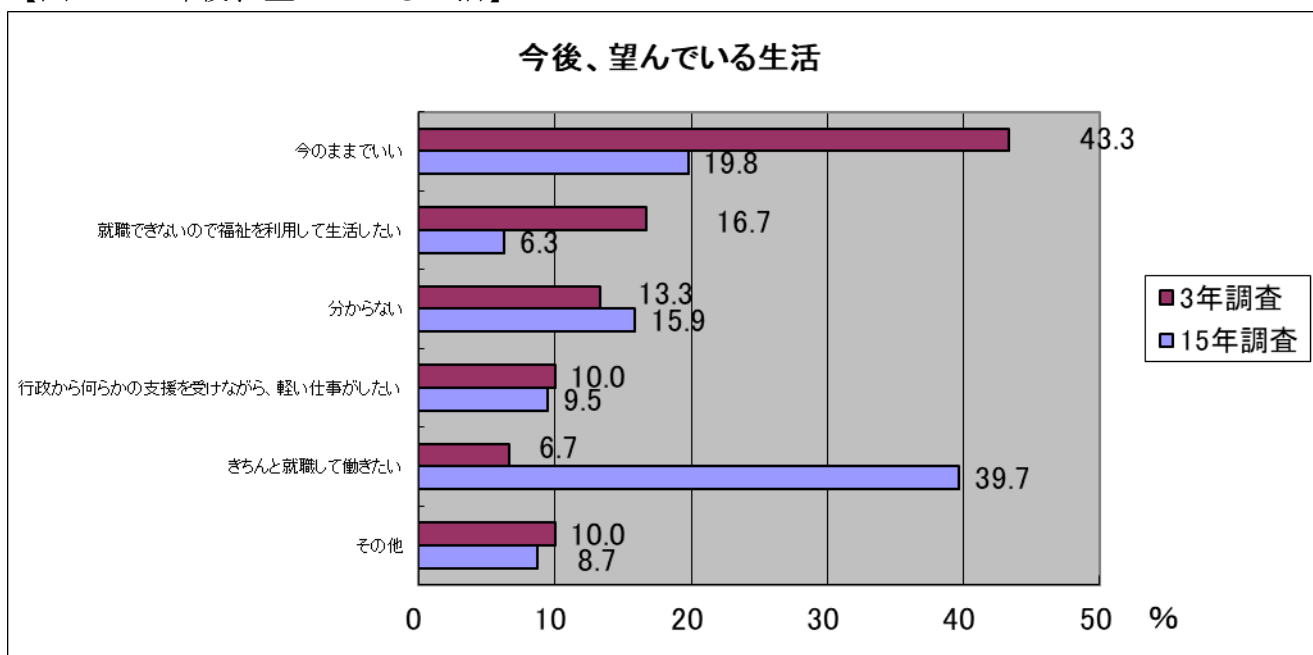




オ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、きちんと就職して働きたいという者が 6.7% (15年調査 39.7%)、今のままでよいという者が 43.3% (15年調査 19.8%) となっている。

【図 1 2 今後、望んでいる生活】



カ 生活歴

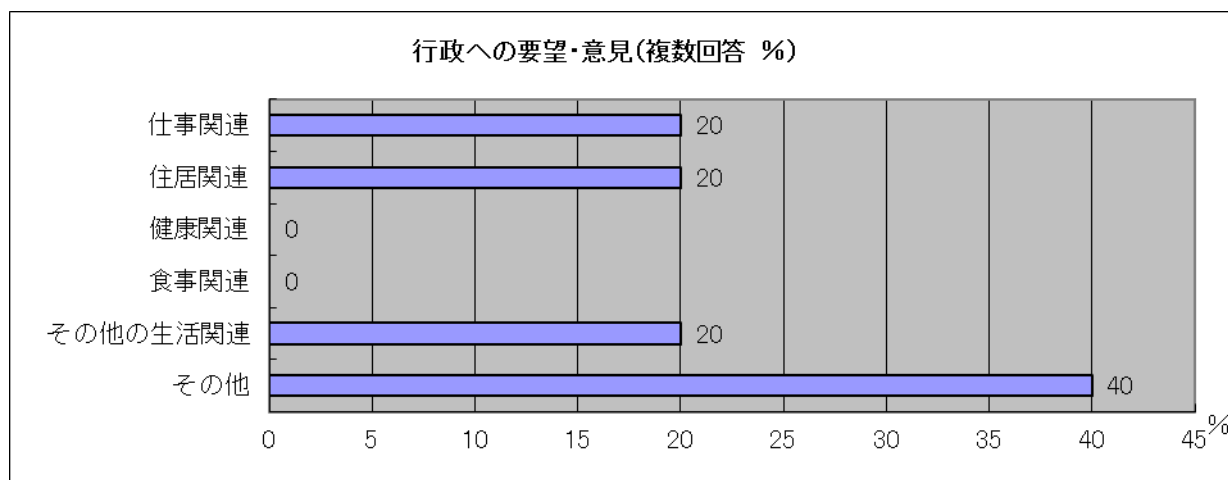
家族との連絡状況については、結婚していた者（死別・離別を含む）が36.6%（15年調査 59.3%）を占めている。

また、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が83.3%（15年調査 72.4%）となっている。

キ 行政への要望・意見

行政への要望・意見は、住居関連、健康関連、その他の生活関連がそれぞれ20%（15年調査 それぞれ17.1%、6.0%、12.0%）、となっている。

【図13 行政への要望・意見】



2 ホームレス自立支援施策の現状と課題

(1) ホームレス自立支援施策の現状

兵庫県では、平成15年度に、国・県・市及び民間団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置・運営し、総合的な自立支援体制の確立を図り、自立支援体制の整備とともに、要援護者の住まいの確保を中心に取り組んできたところである。

具体的には、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護等、ホームレス以外の者も対象とした一般対策を実施するとともに、福祉事務所、保健センター等の関係機関による街頭相談や個別相談による生活に関する相談及び指導、健康診断、NPOとの連携による宿所の確保を実施してきたところである。

【ホームレス自立支援関連施策の実施状況】

県・市による施策の実施状況

ホームレス自立支援関連施策	実施状況
1 推進体制	○ホームレス自立支援対策連絡協議会の設置・開催 平成15年度～ 県の実施方針の策定、推進方策の協議・検討等により、実効ある自立支援を行う
2 実態把握	○実態調査（全国調査） 平成15年1月、平成19年から毎年1月実施 ・概数調査 51人(令和6年1月) ・実態調査(面接) 30人(令和3年11月)
3 相談員等による相談、自立支援	平成12年度～ ○相談員、ケースワーカー等による相談、自立支援の実施 ○福祉事務所における自立支援 ・令和5年度相談実績 延べ1,018件
4 緊急的な宿泊の提供、相談	○シェルター1か所（神戸市）
5 一時的な住まいの確保	○生活保護施設等の利用による居住場所の確保 ① 救護施設 9か所 ② 更生施設 1か所 ③ 無料低額宿泊所 6か所
6 安定した住まいの確保	○生活保護制度の活用による住まいの確保 ・令和5年度居宅保護 157人
7 保健・医療の確保	○生活保護医療扶助の適用、健康相談の実施 ・令和5年度医療扶助適用 26人 ・令和5年度健康相談件数 延べ27件

(2) ホームレス自立支援施策の課題

県内の雇用失業情勢は、一部に厳しい状況が見られるものの改善が進んでいるが、ホームレス等を取り巻く環境は依然として厳しく、今後も継続した支援が必要である。特に、離職により住宅を喪失した、または、喪失するおそれのある者や貯蓄や住居のない刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所等）出所者など、ホームレス等に対する未然に防ぐための施策を引き続き、関係機関が連携のうえ、実施していく必要がある。

また、ホームレスから法的位置づけのない無届施設に入居する生活保護受給者が県内でも確認されている状況が続いており、「貧困ビジネス」の温床とならないよう、引き続き実態把握をし、適切な指導を行っていく必要がある。

さらに、路上等のホームレスの数は大幅に減少してきているものの、その背後には、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所を行き来している層が存在するものと考えられ、最近のホームレスの実態に応じた施策を実施していく必要がある。

第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

1 基本的な考え方

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、令和3年11月の調査では、平成28年10月の調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、路上と終夜営業の店舗等の屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されている。

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細やかなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

そのほか、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

【基本目標】

(1) 生活に関する相談及び指導

実態把握に基づくホームレス個々のニーズに対応できるよう、関係機関の連携や困窮者支援法による自立相談支援事業の利用により、総合的な相談指導体制を確立するとともに、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する相談を実施する。

(2) 保健及び医療の確保

保健所、保健センター、福祉事務所等の連携により、健康相談、医療の提供等による保健及び医療の確保に努める。

(3) 安定した居住の場所の確保

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した住まいの確保が最も重要なことから、社会福祉法人、NPO法人等との連携による一時的な住まいの確保、困窮者支援法による一時生活支援事業の利用と各種住宅への入居支援により、安定した居住の場所の確保に努める。

(4) 就業の機会の確保

就業による自立を図るため、公共職業安定所等との連携により、就労意欲のある者に対して、求人情報の提供や職業相談の実施、職業能力開発の支援等により、また、直ちに常用雇用による自立が困難又は若年層のホームレスに対して、困窮者支援法による就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を促し、就業の機会確保に努める。

(5) 緊急援助及び生活保護の実施

医療機関への入院等の緊急対応、保護要件を満たす者に対する生活保護の適用により、自立に向けて必要な支援を実施する。

(6) ホームレスの人権の擁護

啓発活動等によりホームレスに対する偏見や差別の解消を図るとともに、施策の実施に当たっては、ホームレスの基本的人権を尊重する。

(7) 地域における生活環境の改善

公園、河川等の公共施設の適正な利用を妨げられているときは、関係機関との連携により、施設の適正な利用を図る。

(8) 地域における安全の確保等

関係機関の連携により、ホームレスへの危害を防止し、適切な保護活動を推進する。

(9) 民間団体との連携

ホームレスの自立支援等を行う民間団体との情報交換、情報提供、各種施策の委託等の連携により、その能力の積極的な活動を図り、きめ細かな支援活動を実施する。

(10) 貧困ビジネスへの対応

ホームレスが「貧困ビジネス」のターゲットとなることを防止するため、適切な支援を行う。

(11) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため地域福祉の推進を図るとともに、不安定な就労を繰り返し、路上(野宿)生活に至る若年層に対して、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じたキャリア教育を推進する。

2 各課題に対する取組方針

(1) 生活に関する相談及び指導

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに応じた自立支援施策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

また、市町は、県、関係団体及び民間団体と連携して、医療・福祉・住居・就労・法律等の各分野にわたる総合相談事業を行うことが効果的である。

なお、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対しても、相談窓口の周知を図るとともに、相談事業の対象者として、その防止を図る必要がある。

ア 相談等の実施による実態の把握

市町は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人、住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(以下、「居住支援法人」という。)、地域住民等との連携・協力による積極的な相談等を、炊き出し等ホームレスが集まるような機会を捉えて実施し、個々のニーズを把握する等ホームレスの実態把握に努める。

相談等における個々の具体的な相談事例や民間団体が受けた相談については、専門的な対応を図るため、福祉事務所、困窮者支援法による、就労その他の自立に関する相談支援などを行う自立相談支援事業を実施する機関(以下、「自立相談支援機関」という。)や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる体制を構築する等、ホームレスが相談しやすい手法を講じる必要がある。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

イ 総合的な相談・指導体制の確立

福祉事務所を中心として、自立相談支援機関、保健センター、施設管理者等関係機関、救護施設等関係施設で構成する協議会、連絡会議等を設置し、総合的な相談指導体制を確立する。

相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果に即して専門的な知識が必要な場合は、適切な相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、当該関係機関に対し連絡を行う。

このため、専門的な知識を有する弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民間団体等の協力が必要なことから、これらの団体に対して、協議会等への参画を求めるなど、具体的な連携を図る。

また、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の実質向上を図る。

ウ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する支援

市町は、失業状態や不安定な就労関係にある者や不安定な居住環境にある者に対して、福祉事務所、自立相談支援機関、住宅関係部局、電気、ガス、水道等の事業者や民生委員、在宅福祉サービス事業者との連絡・連携体制を強化し、地域の生活困窮者の把握に努め、生活相談、職業相談、法律相談等の紹介を行うとともに、必要な場合には、各種貸付制度の活用や生活保護の適用等の措置を講じることにより、ホームレスとなることを防止する。

また、刑事施設出所者等について、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、公共職業安定所、福祉事務所、自立相談支援機関及び民間団体が連携を図り就労支援を行っていくとともに、社会復帰後に貯蓄や住居といった生活基盤が確立していない者に対し、必要に応じて生活保護の適用等の措置を講じることにより生活

基盤の確立を支援する。

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談や、保健指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。

このため、県と市町が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援を実施する。

ア 健康相談等

自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。また、一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。

イ ホームレスに対する心のケア

ホームレスは、路上（野宿）生活等により健康状態が良くない者も見受けられ、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があることから、健康相談だけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても県精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談事業の中に含めて行うとともに、医療機関等への受診につなげるよう支援する。

ウ 結核にり患している者への対応

保健所は結核にり患しているホームレスに対して、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、福祉事務所等と連携し、訪問等による対面服薬指導等を実施する。

エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、保健所又は医師会等の関係団体等を通じ、医療機関へ受診についての協力を依頼するとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合は、生活保護を適用する。

また、無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図る。

(3) 安定した居住の場所の確保

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所を確保したホームレスに対して、就労の機会が確保されること等が必要である。

このためには、国・県・市町・居住支援法人等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅の入居支援や民間賃貸住宅の情報提供を行うことが重要である。

ア 公営住宅への入居支援

保護施設等の短期利用等において、自立した日常生活を営むことが可能と認められ

る者に対し、公営住宅の応募や入居手続きについて単身入居や優先入居等の制度を活用し、柔軟な対応を図る。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。

イ 一時的な住まいの確保支援

ホームレス状態を解消するため一時的な住まいの場を確保するに当たっては、社会福祉法人やNPO法人等との連携により、社会福祉法（昭和25年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所等を提供するとともに、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）及び法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例に基づき利用者の適切な処遇の確保を図る。

また、困窮者支援法による、住居のない生活困窮者に対して一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援事業の利用を促す。

県は、居宅生活へ移行するまでの短期利用や日常生活訓練の場等である保護施設について、広域的な利用を図る観点から必要な措置を講じるとともに、一時生活支援事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて広域的な調整を行う。

ウ 民間賃貸住宅の活用

ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進する。

エ 社会福祉各法に法的位置づけのない住宅への対応

生活保護担当部局と施設担当部局とが情報交換するなど連携し、社会福祉各法に規定する施設である場合は届出を勧奨する。

また、居住環境（建物構造、専有面積等）や施設における処遇（書面による利用料契約や金銭管理契約）を確認することによって、居住環境が著しく劣悪な状態であると確認された場合は、より適切な他の民間賃貸住宅、施設等への転居を促す。

オ 住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対する支援

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者については、新たな就業機会の確保に向けた支援として、困窮者支援法による、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し家賃相当を支給する住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）貸付といった事業を活用し、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会がそれぞれ連携して対応し、ホームレスとなることを防止する。

カ 地域生活の継続に必要な支援

地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定めるセーフティネット住宅や居住支援法人が行う入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうち、シェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

(4) 就業の機会の確保

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、県・市町は、安定した住まいを確保するとともに、公共職業安定所やホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人情報の提供や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、直ちに常用雇用による自立が困難又は若年層のホームレスに対しては、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を促し、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア 事業主等に対する啓発

ホームレスの雇用の促進を図るために、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要がある。

このため、公共職業安定所、県・市町は、連携して事業主等に対する啓発や関係職員に対してホームレスに関する問題についての研修を行うとともに、求人登録等の業務において十分な配慮に努める。

イ 求人情報の収集、提供等

就業の機会を確保するためには、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要である。

このため、公共職業安定所は、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓を図るとともに、市町は、保護施設等に入居中の者や公営・民間住宅へ移行した者について、公共職業安定所と連携したきめ細かな職業相談等を実施する。

また、保護施設等に入所中の者や公営・民間住宅へ入居した者の早期就労の実現や雇用機会の確保を図るために、事業所での一定期間のトライアル雇用（試行雇用）の積極的な活用により、新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

ウ 技能講習や職業訓練による職業能力の開発、向上

就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの希望を踏まえた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であり、技能の習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とした技能講習や職業訓練の活用により、職業能力の開発及び向上を図る。

エ 民間団体との連携

関係機関は、ホームレスの就業の機会を確保するために、民間団体の実施する就労支援を目的とした事業等を積極的に活用するとともに、求人情報の提供や技能講習等の実施に当たっても連携を図るよう努める。

オ 常用雇用による自立が困難なホームレスに対する支援

直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、県及び市町とNPO法人、社会福祉法人等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要であり、例えば、困窮者支援法に規定する就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法に規定する生活困窮者就労訓練事業の利用を促し、一般就労をする前にまずは柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。

カ 若年層のホームレスに対する支援

若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO法人等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(5) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、こうした者に対しては、次の事項に留意して、医療機関への入院等の対応を緊急に講じることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連絡体制を整えるなど連携を図ることにより、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所や各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講じる。

イ 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや、稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるというものではない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

県においては、実施責任等で福祉事務所間に不整合がでないよう調整を行うとともに、福祉事務所等保護の実施機関においては、ホームレスに対する生活保護の適用について、具体的な取扱いを定めた「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日付社援保発第0731001号通知）、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日付社援保発第0318001号通知）及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日付社援保発第1225第1号通知）を踏まえ、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた適正な保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じた必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(6) ホームレスの人権の擁護

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア 啓発活動等の実施

ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重の理念に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための啓発広報活動を実施するとともに、学校教育の場においても、児童生徒の発達段階や地域の実情を考慮しながら、人権教育を通じてホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組む。

イ 相談と事案の適切な解決

人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 施設における人権の尊重

ホームレスが入居または利用する施設においては、入居者等の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(7) 地域における生活環境の改善

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、ホームレスの人権に十分配慮しつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善に努める。

ア 施設の適正利用の確保

施設内の巡視、当該施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。

イ 施設管理者による監督処分

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、施設からの退去・移動の監督処分の措置をとる。

ウ 放棄物等の処理

公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物又は不要となった生活用品等の残存物が存在し、当該ホームレスがこれを自主撤去できないときは、当該施設管理者は適正な利用を確保するために、また、当該起居後に新たなホームレスが起居の場所とすることのないよう、関係機関とも連携をとりながら放棄物及び残存物の処理を行う。

エ 災害時の適切な措置

洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、安全の確保に配慮して対応する。

(8) 地域における安全の確保等

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、県・市町等の関係機関との緊密な連携の下にホームレスの人権に十分に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア 事件等の防止活動の推進

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進するとともに、警戒活動を強化して再発防止に努める。

イ 緊急に保護を必要とすると認められる者への適切な対応

緊急に保護が必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

なお、関係機関は、休日・夜間等の緊急時においても、適切な対応ができるよう、連絡体制の整備を図る。

(9) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO法人、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 民間団体との連携

県及び市町は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組みについて情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

イ 民間団体の積極的な活用

ホームレスの自立支援を主な活動内容とする民間団体に対し、県及び市町が行う各種の施策の委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(10) 貧困ビジネスへの対応

昨今、ホームレスをはじめとした生活困窮者の弱みにつけ込み不当な利益を上げる「貧困ビジネス」の問題が指摘されている。

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所等(未届施設を含む)についても、施設によっては、本人の意向に反して過大に徴収されているのではないかとといった問題が指摘されている。県内においては、国の「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」、自治体の無料低額宿泊所設置指導要綱等に基づき、入居者の費用負担等についての明確化を促していく。

(11) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

ア 地域福祉の推進

単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業等に直面した場合に、社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上(野宿)生活に至るとい背景がある。

このようなことから、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

イ 若年層に対するキャリア教育の推進

小・中・高それぞれの発達段階で、兵庫型「体験教育」と関連づけながら、系統的なキャリア教育を展開し、児童・生徒一人一人が、志をもって自らの未来を切り拓くために必要な人間形成・社会形成能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力、自己理解・自己管理能力を育む教育を推進する。

ウ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」には、終夜営業の店舗や友人宅、車中等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれている。

これらの者は、法律上のホームレスの定義に該当せず、概数調査にも反映されないが、(1)で述べたとおり、相談事業の対象者として相談に対応するほか、相談内容に応じて困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援を行う必要がある。

なお、これらの不安定居住者については、実態の把握が難しいことに加え、背景に家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っているケースも想定される。このため、相談や情報提供を受けた機関においては、不安定居住の状況や経緯の把握に努め、関係機関との連絡・連携を密にして必要な支援につなげていくことが重要である。

3 ホームレスの個々の事情に対応した取組

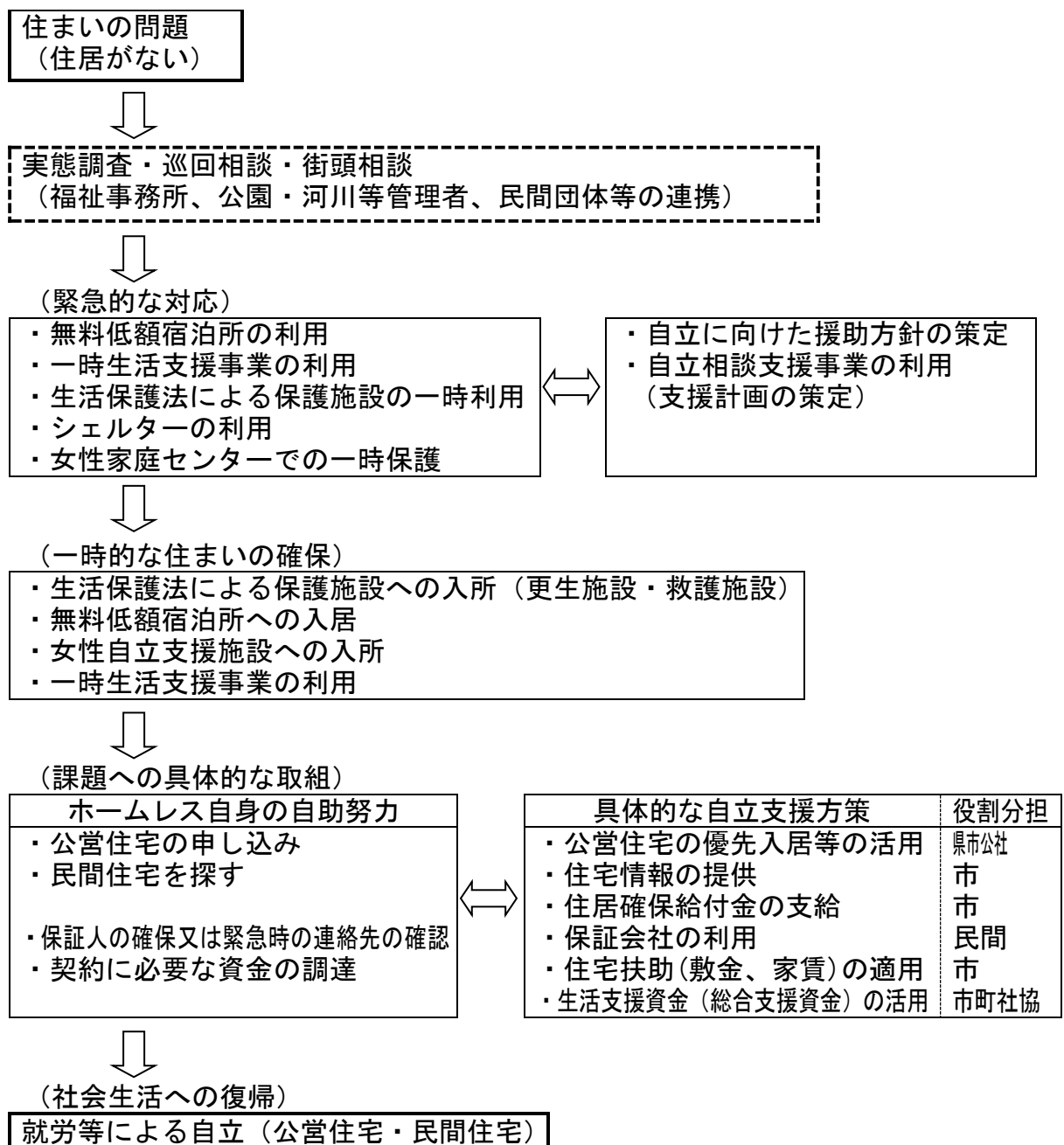
ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気・けが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。

このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレス等の状況や年齢に応じ、効果的な支援を実施する必要がある。その際、その特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行うものとする。

(1) 住まいがない者に対する支援

ホームレスが自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要であることから、一時的な住まいの確保や公営・民間住宅への入居支援により、安定した住まいの確保に努める。

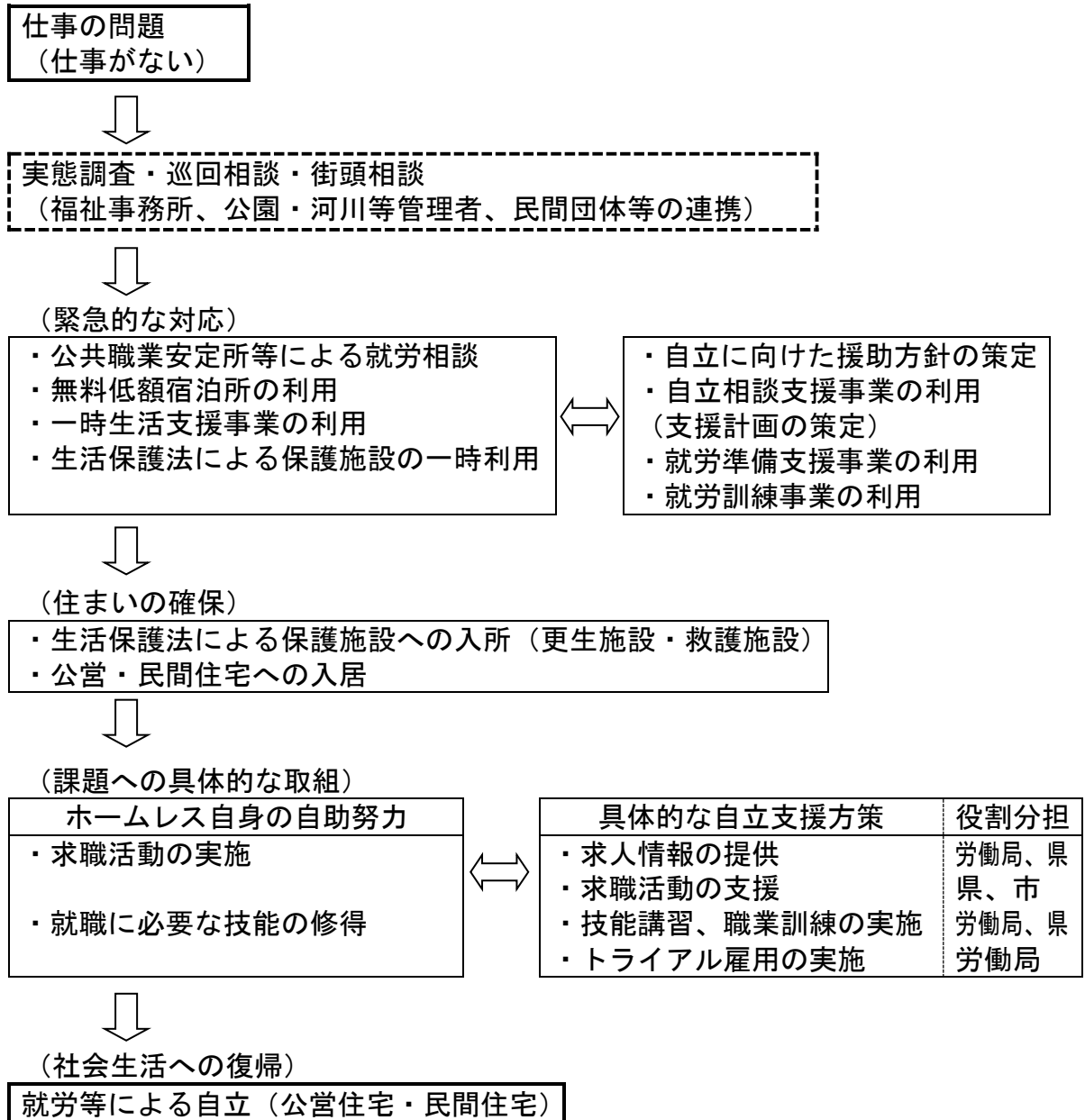
【具体的な支援】



(2) 就労意欲のある者に対する支援

就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、安定した居住の場所を確保した上で、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施し、自立を支援する。

【具体的な支援】

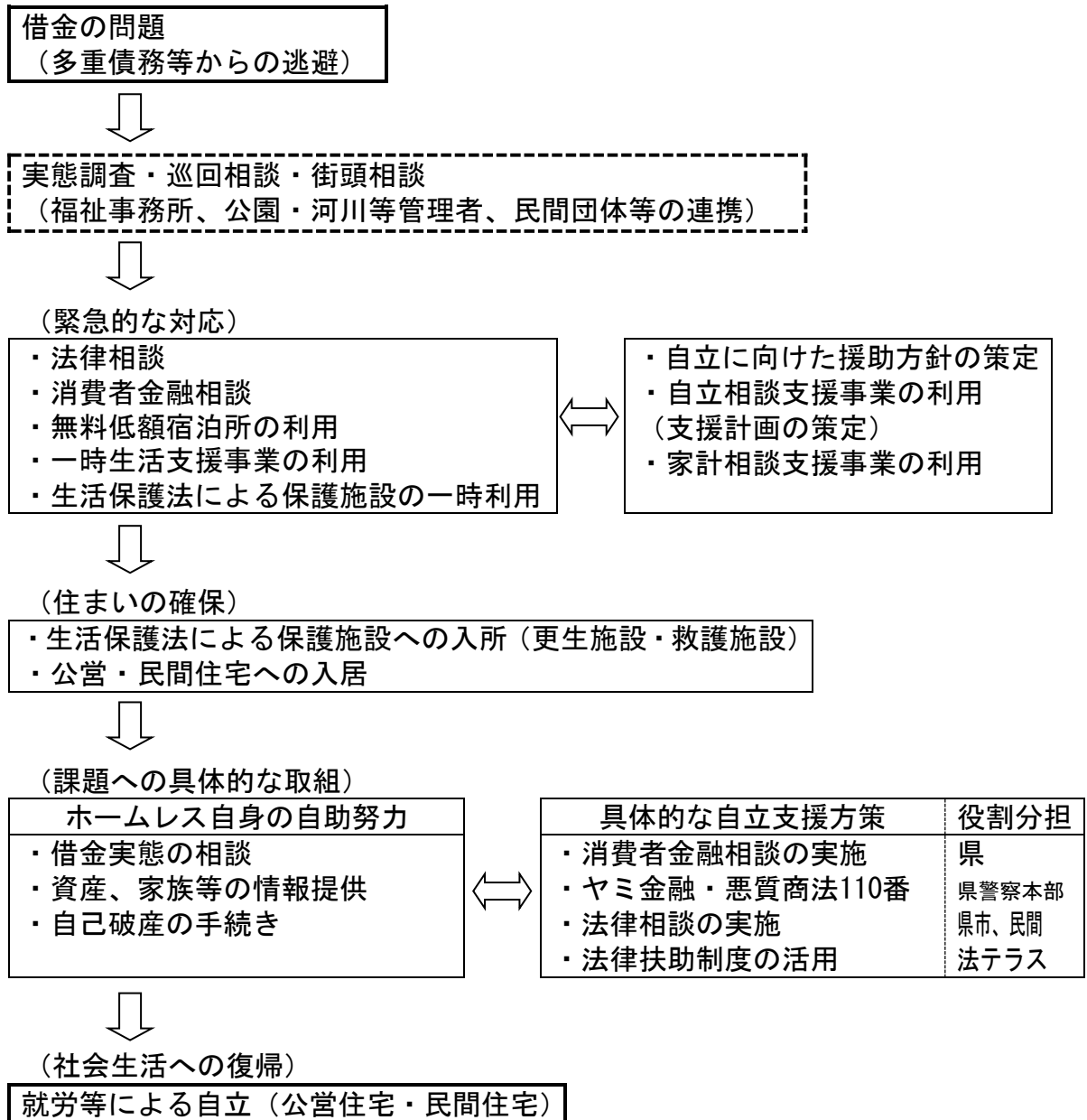


(3) 債務整理のための援助が必要な者に対する支援

借金等による生活破たんからホームレスになった者については、まず、消費者金融等のトラブルに対応するための相談が必要なことから、消費者金融相談、法律相談、ヤミ金融・悪質商法110番等の専門相談、法律扶助制度の活用が必要である。また、困窮者支援法による、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う家計相談支援事業の利用を検討する。

このため、市町はこれらの専門機関とのネットワークを整備し、窓口の紹介等の具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

【具体的な支援】

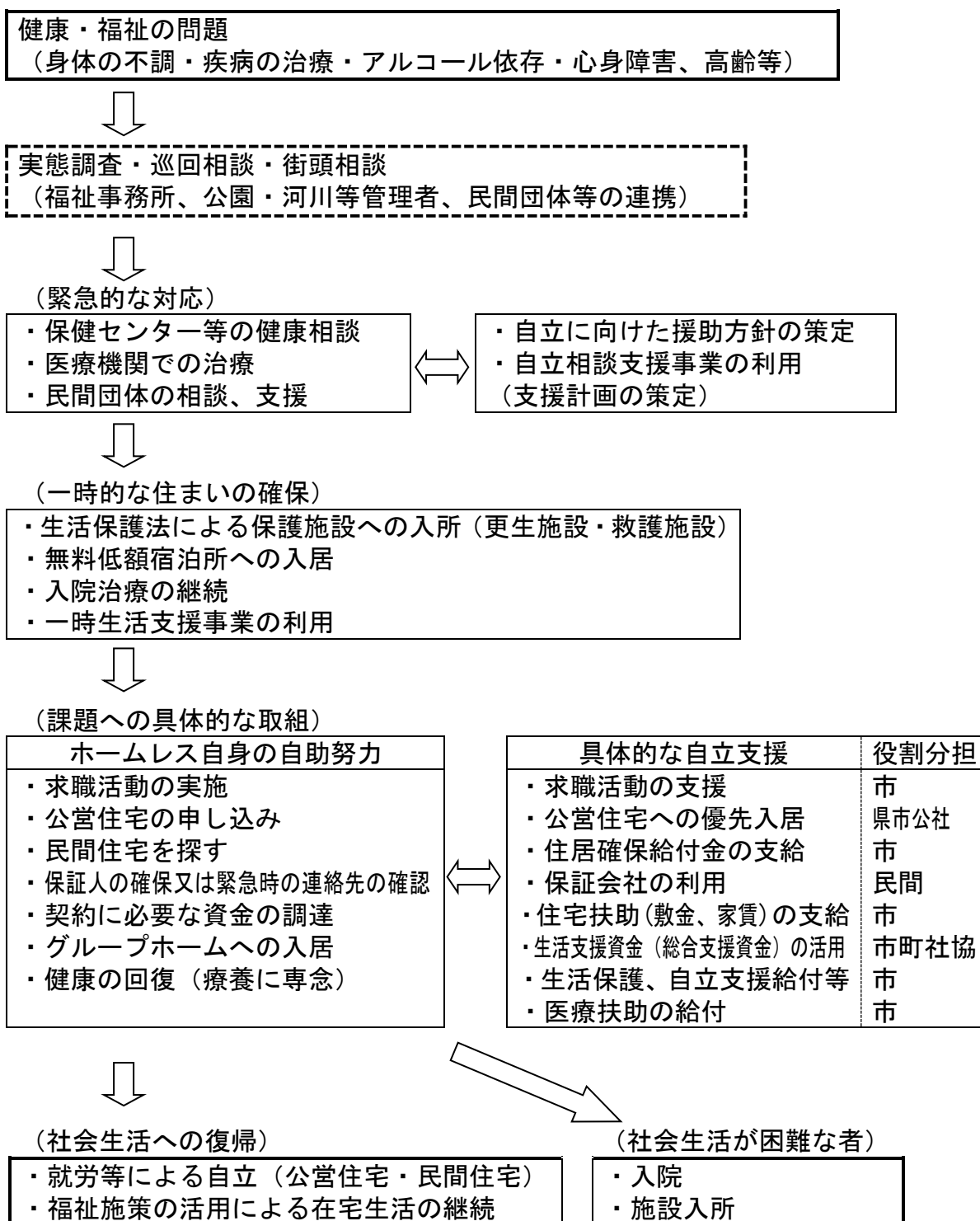


(4) 福祉等の援助が必要な者に対する支援

医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、総合巡回相談や街頭相談等、保健所や福祉事務所等における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。

このうち、疾病や高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

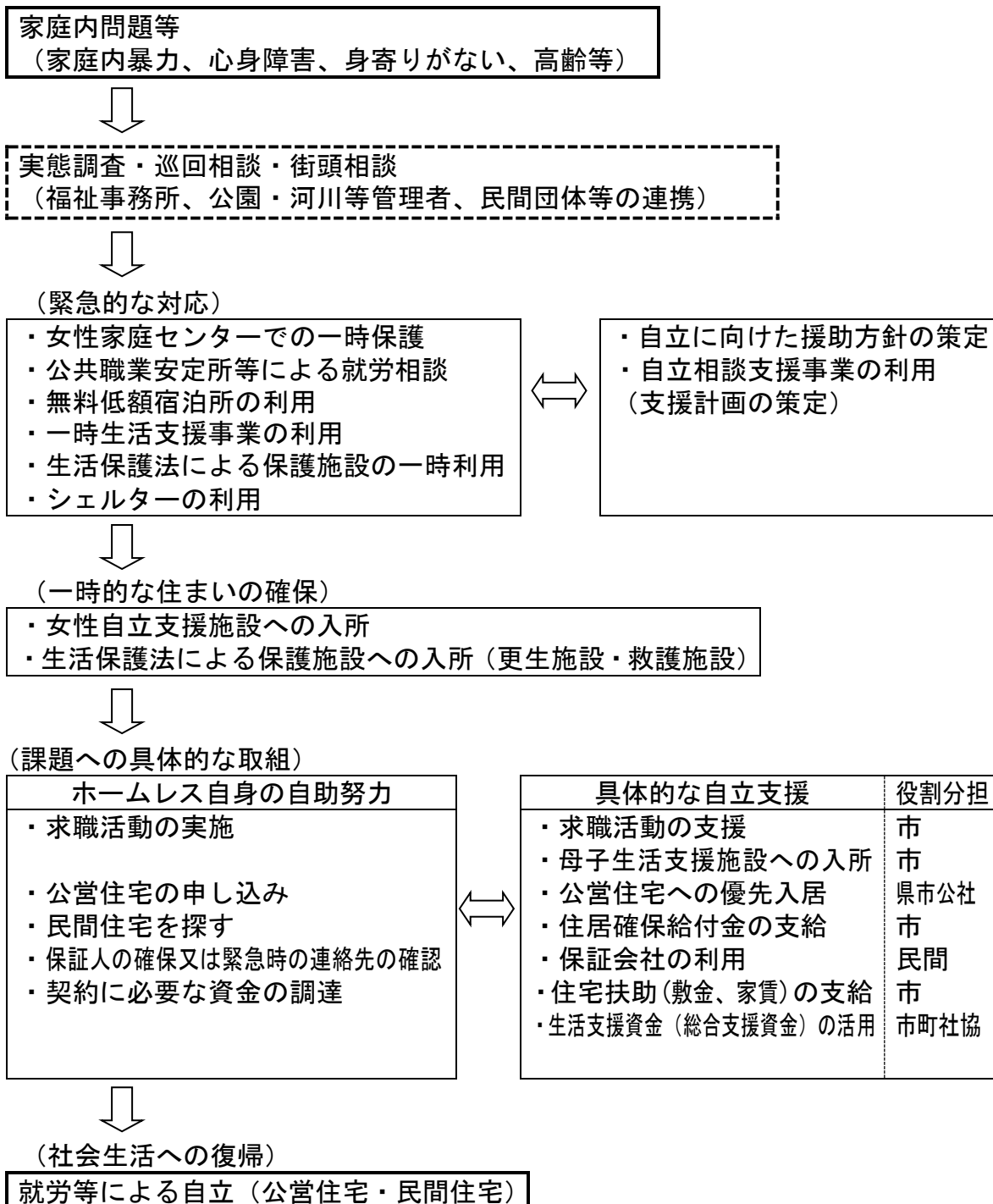
【具体的な支援】



(5) 女性ホームレス等に対する支援

女性のホームレス等に対しては、家庭内問題等のホームレスとなった原因、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、県女性家庭センターや女性自立支援施設等の関係機関とも十分連携する。

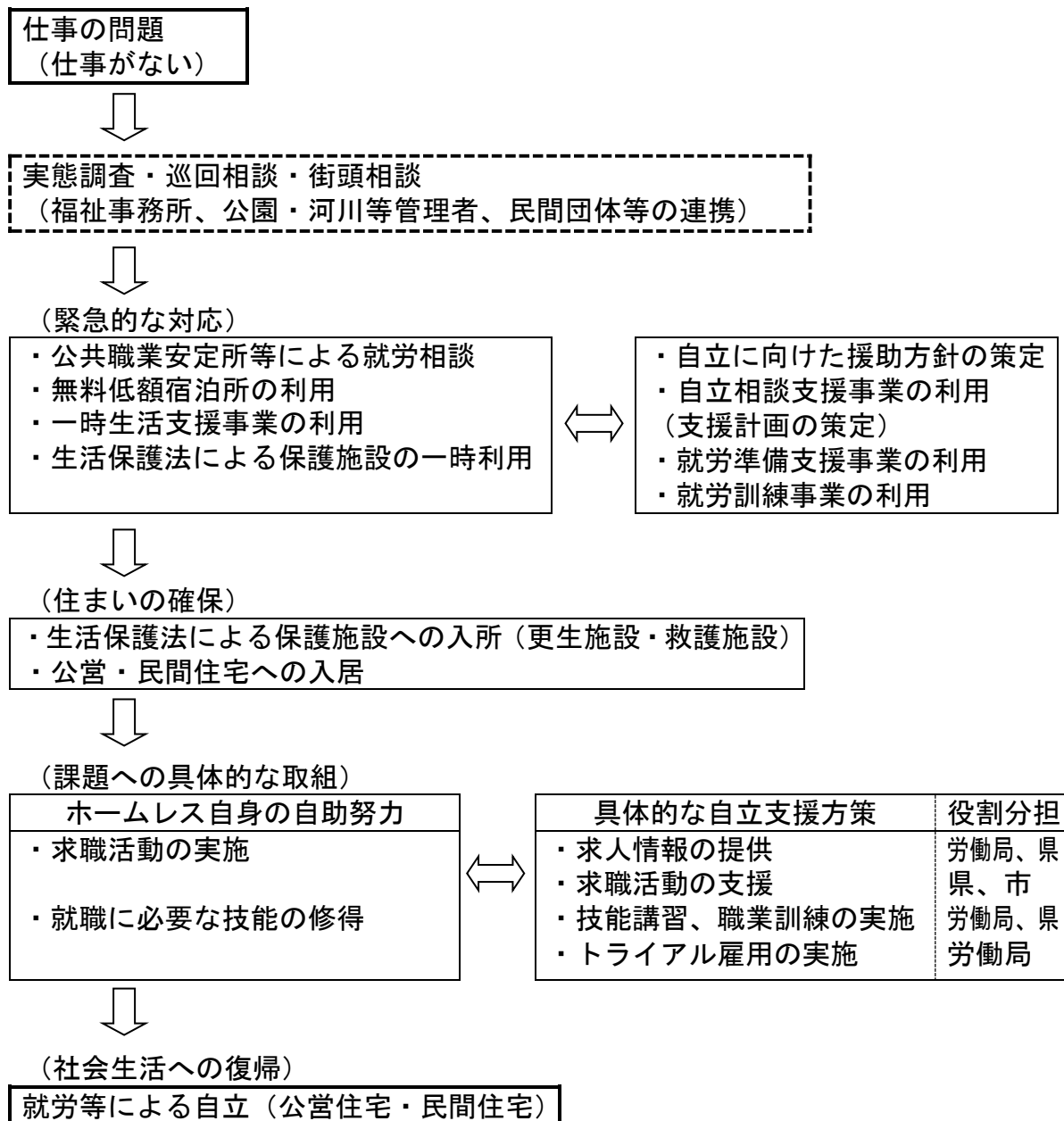
【具体的な支援】



(6) 若年層のホームレスに対する支援

近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一時就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO法人等と連携しながら、就労訓練の場の推進・充実を図る。

【具体的な支援】



(7) 性的マイノリティのホームレス等に対する対応

性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。

(8) 配偶者等からの暴力を受けたホームレス等に対する対応

配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

(9) 社会生活から逃避する者に対する対応

一般社会生活から逃避している者に対しては、民間団体と連携した相談活動を通じて社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるように努める。

(10) その他の者に対する支援

ホームレス等は、住まいの問題、仕事の問題、借金の問題、家庭の問題、健康の問題等の様々な個人的要因が複合的に絡み合っただ複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

4 ホームレスになるおそれのある者における取組

法第3条第2項では、法の施策目標として、ホームレスに対する自立支援と並んで、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。」が挙げられており、ホームレスとなることを未然に防ぐため、ホームレスとなるおそれのある者に対しても、2(11)ウで述べた事情にも留意しつつ、状況に応じた適切な施策を実施する。状況に応じた適切な施策を実施する。

(1) 住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対する支援

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者については、新たな就業機会の確保に向けた支援として、住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）、臨時特例つなぎ資金貸付といった事業を活用し、福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会がそれぞれ連携して対応する。

【具体的な支援】

住居確保給付金 離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し家賃相当の住居確保給付金（有期）を支給する。（県・市）
生活福祉資金（総合支援資金） 継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援する。（社会福祉協議会）
臨時特例つなぎ資金貸付 住居確保給付金を含む公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行う。（社会福祉協議会）
求職者支援訓練・求職者支援資金融資 雇用保険を受給できない方が、対象の職業訓練を受講する場合、訓練受講者に対して、訓練期間中の生活費の貸付を行う。（労働局）

就職活動困難者支援事業

住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託し、再就職支援と生活支援を併せて実施する。（労働局）



就労等による自立

(2) 福祉サービスを必要とする刑事施設出所者等に対する支援

刑事施設出所者等の中には、社会復帰後に貯蓄や住居といった生活基盤が確立していない者もあり、就労等自立に向けた条件が整っていない場合がある。

保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、公共職業安定所、福祉事務所、自立相談支援機関及び民間団体が連携を図り就労支援事業を行い、必要に応じて生活保護の適用を行って生活基盤の確立を支援する。

5 ホームレス問題が顕在化していない市町における取組

ホームレス数が少ない市町においても、失業、離職、減収、疾病で働けなくなったこと、家族関係の悪化等によりホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。

(1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町が中心となって実施すべきであるが、市町単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域的に施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公営住宅、民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

(2) ホームレスのニーズを的確に把握するためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所及び自立相談支援機関だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。

(3) ホームレス自立支援施策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

6 総合的かつ効果的な推進体制等

ホームレスの自立支援については、安定した生活を確保するとともに、保健・医療の確保、雇用・就業の機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、さまざまな分野での取組や広域的な連絡調整等が必要であるため、県、市町、民間団体が次の役割により、連携して取り組むことが重要である。

なお、国、県、市町、民間団体の役割分担に基づく具体的な取組は別紙のとおり。

(1) 県の役割

県は、国の基本方針に即して、市町におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効

率的に実施されるための課題について検討したうえで、広域的な観点から、市町が実施する各種施策が円滑に進むよう、兵庫労働局等の国の関係機関・団体との調整・連携、市町間の調整への支援、市町における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、関係県民局においても当該自治体および支援団体等とともに問題解決に向けて取り組んでいく。

また、県内各地域でホームレスが確認されていることから、ホームレスの数が少ない市町においても、広域的な対応や県との連携によりホームレス自立支援施策に積極的に取り組むことができるよう、困窮者支援法による各種事業との調整や既存事業への配慮等を国に要望する。

(2) 市町の役割

市町は、国の基本方針や県の実施方針に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

市町は、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行うとともに、国・県・他の市町及び関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

なお、実施計画を策定しない市町においても、国の基本方針及び県の実施方針に即し、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

(3) 民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担う。

このため、民間団体は、市町が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、事業実施者としての役割を担うことが期待される。

また、民間団体は、自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、県や市町が自ら実施する事業についても積極的に協力を行う。

7 フォローアップ及び見直し

(1) 運営期間

本実施方針の運営期間は、令和7年4月から5年間とする。

ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) フォローアップ

ホームレス自立支援対策連絡協議会を定期的開催し、ホームレスの自立支援施策の実施状況の報告や情報交換などを行い、その進捗状況を検証する。

また、ホームレス自立支援施策の課題について検討し、実効あるホームレス自立支援施策に向けて、制度や施策等の対応方策に関する提言を行う。

(3) 方針の見直し等

見直しに当たっては、期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施方針に定めた施策の評価

を行い、評価結果については、公表するとともに、実施方針の改訂の参考にする。

ホームレス自立支援の具体的な取組についての国、県、市町、民間の役割（案）

◎は主体となって行うべき事業、○は連携して行うべき事業

役 割 主 な 分 野	国 (全国的な施策の実施)	県 (広域的な施策の連絡調整、施設活用)	市 町		民 間
			ホームレスが比較的多い地域 (神戸・尼崎)	ホームレスが少ない地域	
I 実態把握、相談の実施 (1) 実態調査の実施			◎実態調査の実施（聞き取り調査）	◎実態調査の実施（聞き取り調査）	◎民間団体による実態把握
(2) 生活相談・指導の実施	◎保護観察所、更生保護施設による刑事施設等出所者に対する支援 ◎生活困窮者自立相談支援事業の支援	◎自立支援対策連絡協議会の設置・運営 ◎関係市・支援団体との連絡会の開催 ◎ヤミ金融、多重債務問題相談の実施 ◎女性家庭センターの運営 ◎生活困窮者自立相談支援事業の実施 ○関係機関との連絡、調整、情報提供	◎関係機関による協議会や連絡会議の設置 ◎福祉事務所等による相談 ◎総合巡回相談、指導 ◎生活困窮者自立相談支援事業の実施	◎福祉事務所等による相談 ◎関係機関との連携による巡回相談 ◎生活困窮者自立相談支援事業の実施	◎民間団体による生活相談（炊き出し時） ◎行政と連携した巡回相談 ◎法律扶助制度の活用
II 保健・医療の確保		◎健康福祉事務所による健康相談の実施、医療扶助の適用 ○保健事業、生活保護適用について市町へ技術的助言	◎保健センターによる健康相談、健康診査の実施 ◎さし迫った状態の人に対する福祉事務所の医療扶助の適用	◎保健センターによる健康相談、健康診査の実施 ◎さし迫った状態の人に対する福祉事務所の医療扶助の適用	◎健康診査の実施への協力
III 一時的な住まいの確保 (1) NPO法人との協働 (無料低額宿泊所)	○無料低額宿泊所のガイドライン策定 (施設・運営基準)	◎無料低額宿泊所設置指導要綱策定 ◎施設設置届出受理、運営指導	○施設の利用 ◎入居者へ生活保護を適用、自立支援 ◎一時生活支援事業の実施	(広域的利用) ◎入居者へ生活保護を適用、自立支援 ◎一時生活支援事業の実施	◎NPO法人による宿泊施設の運営（無料低額宿泊所） ◎ホームレスの受け入れ (宗教施設などによる受け入れ)
(2) 保護施設などの活用	○施設活用への支援	◎施設の活用促進 ・保護施設（更生施設、救護施設）	○施設の利用 ◎入居者へ生活保護を適用、自立支援	○施設の利用 ◎入居者へ生活保護を適用、自立支援	◎社会福祉法人による保護施設の整備・運営 (更生施設、救護施設)
(3) 一時生活支援事業の利用	◎一時生活支援事業の支援	◎一時生活支援事業の実施	◎一時生活支援事業の実施	◎一時生活支援事業の実施	○一時生活支援事業の受託
IV 恒久的な住まいの確保 (1) 公営住宅の利用	◎ホームレスの受け入れ (雇用促進住宅への受け入れ) ○公営住宅法に基づく単身入居制度の活用指導	◎ホームレスの受け入れ (県営住宅単身入居制度の活用)	◎ホームレスの受け入れ (公営住宅単身入居制度の活用)	◎ホームレスの受け入れ (公営住宅単身入居制度の活用)	
(2) 民間住宅の利用	○住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への入居支援	○関係団体との連携 (居住支援協議会の枠組みの活用)	◎情報収集・提供 (低額な家賃の民間住宅)	◎情報収集・提供 (低額な家賃の民間住宅)	◎ホームレスの受け入れ (民間住宅への受け入れ) ◎民間保証会社の利用（保証人の確保）
V 就労の機会の確保	◎求人情報の提供 ◎職業相談の実施 ◎トライアル雇用の実施 ◎技能講習、職業訓練の実施 ◎就職支援ナビゲーターの配置 * ホームレスが多い都府県に配置 ◎就労訓練事業、就労準備支援事業の支援	○地方労働局と連携し求人情報、職業訓練情報を提供 ◎公共職業能力開発施設の運営 (窓口は公共職業安定所) ◎就労準備支援事業の実施 ◎就労訓練事業の事業者の認定 ○就労訓練事業の利用	○公共職業安定所と連携した求人情報、職業訓練情報の提供 ◎就労準備支援事業の実施 ◎就労訓練事業の事業者の認定（指定都市・中核市） ○就労訓練事業の利用	○公共職業安定所と連携した求人情報、職業訓練情報の提供 ◎就労準備支援事業の実施 ◎就労訓練事業の事業者の認定（中核市） ○就労訓練事業の利用	○就労準備支援事業の受託 ◎就労訓練事業の実施
VI 緊急的な施設の活用 (1) 自立支援センターの運営 (2) シェルターの設置運営	・ホームレスが多い市を対象 (東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市)	(保護施設、無料低額宿泊所の広域利用で対応)	○保護施設の利用 * 神戸市は更生施設、シェルターを設置	○保護施設の広域利用	

ホームレス自立支援対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ホームレスの自立支援については、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することが基本であることから、ホームレス個々のニーズに応じた自立支援施策の総合的、効果的な推進に必要な連絡調整、協議を行うため、ホームレス自立支援対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項について連絡調整、協議を行う。

- (1) 県のホームレスの自立の支援等に関する実施計画
- (2) ホームレスの自立支援に関する情報交換
- (3) ホームレスの自立支援施策の推進方策
- (4) 関係機関、関係団体との意見交換、連携・協力
- (5) その他ホームレスの自立支援対策に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、兵庫県福祉部次長を、副会長には兵庫県福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は兵庫県福祉部地域福祉課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

ホームレス自立支援対策連絡協議会構成員

区 分	構 成 員	
県	県民生活部	総務課人権推進室
	福祉部	地域福祉課、障害福祉課、女性家庭センター
	保健医療部	健康増進課
		疾病対策課
	産業労働部	労政福祉課、能力開発課
	土木部	河川整備課
	まちづくり部	公園緑地課、住宅政策課、公営住宅管理課
		県警本部生活安全部生活安全企画課
	教育委員会事務局人権教育課	
国	兵庫労働局	
市	ホームレスが多い主要市 【対象市】神戸市、尼崎市	
救護施設	南光社会福祉事業協会 南光園	
民間支援 団体	NPO法人 神戸の冬を支える会 NPO法人 大東ネットワーク事業団	

(事務局) 兵庫県福祉部地域福祉課